

裁判員経験者の意見交換会（第7回）議事録

- 1 開催日時 平成29年10月6日（金）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 山口地方裁判所大会議室（本館3階）
- 3 出席者 山口地方裁判所 第3部総括判事 井野憲司
同 判事 芹澤俊明
山口地方検察庁 檢事 清水紀和
山口県弁護士会 弁護士 伊藤洋一
裁判員経験者1番（60代 男性）
裁判員経験者2番（70代 男性）
裁判員経験者3番（60代 男性）
裁判員経験者4番（40代 女性）
裁判員経験者5番（30代 男性）

4 議事内容

司会者（井野裁判官）

本日は、お忙しい中、裁判員経験者5名の皆様に御出席をいただき、本当にありがとうございます。

私は、山口地方裁判所刑事部裁判官の井野と申します。この会の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、検察庁、弁護士会、裁判所からも、それぞれ1名ずつ参加していただいておりますので、簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。よろしくお願ひします。

法曹三者（清水検察官）

山口地方検察庁検事の清水と申します。よろしくお願ひいたします。

法曹三者（伊藤弁護士）

山口県弁護士会の弁護士の伊藤と申します。よろしくお願ひします。

法曹三者（芹澤裁判官）

山口地方裁判所刑事部裁判官の芹澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者（井野裁判官）

それでは、早速進めさせていただきますけれども、平成21年5月に裁判員制度が始まりまして、早くも8年余りが経過しました。この間、山口地方裁判所においても、数多くの裁判員裁判が行われております、検察庁、弁護士会、裁判所、それよりよい裁判の実施を目指して、様々な工夫を積み重ねてきたところでございます。

本日は、実際に裁判員裁判を御経験いただいた5名の皆様の率直な御意見を伺いまして、参考とさせていただき、さらなる改善に向けて努力していきたいと思っておりますので、限られた時間ではございますけれども、皆様には、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

これからのお進行ですが、それぞれ御参加いただいた裁判員裁判事件について、全般的な御感想、印象ですか、選任手続、審理、証拠調べ、評議等について、いろいろお話を伺っていきながら、最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージも伺えればと思っております。

それでは、お話になりやすいところから、裁判員裁判に参加されての全般的な感想や印象について、いかがでござりますでしょうか。

なお、皆様のこととは、1番の方、2番の方と呼ばせていただきますので、御了承いただければと存じます。

裁判員経験者（1番）

昨年6月に裁判員裁判に参加しましたので、そのときの全体的な印象から、まず述べさせていただきます。

まず、「びっくり」と「どっきり」から始まったというのが、今でも残って

いる印象なんですね。最初の「びっくり」というのは、最高裁判所から封書が届きました、全く思いもよらなかったので、「何だろう。」と開けてみたら、裁判員名簿に登録されましたと。資料も一緒に入っていました。その封書が届いた人の中から、裁判員候補者に選ばれる方がおられますとのことでした。次に、今度は山口地裁から封筒が届きました、また「何だろう。」と思って開けてみたら、裁判員裁判の候補者に選ばれましたから、いついつ来てくださいとありました。そこで選任手続の日に裁判所に行ったところ、大勢の方の中から裁判員を抽選で選ぶということで、運転免許試験場で合格発表を見たときのように、前方の画面に自分の数字がぱっと出て、「あっ、ある。」とどっきりしました。そういうところから始まったわけです。

多少、新聞やテレビで裁判員裁判の報道をいろいろと見ておりましたので、こういうのもいい経験だから、やるとなつたからには、やってみるのもいいかなと思いながら、裁判員裁判に参加しました。全く何の知識もなく、法律を少しあじつたことはあっても、いろいろと考えるだけの知識はないけれども、何とか私が参加することで、裁判員裁判を少しでも意義あるものにできるのであればと思って参加しました。その日その日、とにかく一生懸命法廷に臨んで、目の前で見たこと、聞いたことを頭の中に入れて整理して、最後、判決が出た時点で、一応、私の裁判員としての任務が終わって、ほつとしたというのが、正直なところですね。

それから以降、今日に至るまで、以前であれば、テレビや新聞で「裁判員裁判」を見聞きしても、それほど身近なものには感じていなかつたのですが、自分が実際に経験してみたことで、ニュースから「裁判員裁判」という言葉が流れたら、「あっ、裁判員裁判やっているんだ、裁判官誰だろう。」などと思うようになりますて、すごく身近に感じるようになりました。それまでは、法廷の場面を映画やテレビドラマの中でのこととしか意識していなかつたのですが、自分が実際に法廷に座って、しかも一段高いところに座って、まさかこんなこ

とができるとは思ってもいませんでしたので、そういう点でも裁判がすごく身近に感じられるようになりました。「今参加されている裁判員の方はどんな考え方で参加されているのだろう、大変だろうな。」と思ったりしながら、共感できるようにもなりました。

全体的に言えば、参加してみて、自分にとって非常にいい経験ができたと思っております。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

では、2番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（2番）

私の場合も、ほとんど1番の方と同じような状況なのですが、1つ違うのは、70歳以上の者の場合は無条件で辞退できるという項目がありました。以前から裁判員裁判に関心がありましたので、機会があったら一度どんなものか見てみよう、確認してみようと、そういう気持ちがありました。そこで、辞退をせずに、選任手続に参加したところ、裁判員に選ばれたわけです。それから、裁判員裁判はあちこちで行われますけれども、地方ごとにいろいろと事情が違うと思いますので、様々な事情を反映させられる裁判員裁判は、非常にいいものだと思っております。

参加して感じましたのは、実際に生で、検察官と弁護士がやりとりをするのを見て、やはり非常に迫力があると感じました。

それから、「被告人はどういう心境で罪を犯したのかな。」などと、いろいろと考えながら、しっかり見届けようという気持ちで、裁判そのものに没頭しました。被害者が非常に気の毒で、今後どのような辛い思いをするのかと、思わずにはいられませんでした。

評議に当たっては、いろいろと皆さんの御意見がある中で、私なりの意見を率直に述べさせていただいたと思っております。

大体そういった感じでございます。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

それでは、3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（3番）

最高裁判所から書類が届きました、「過去に何かやったのかな。」という不安から始まりましたけれども、自分としては、義務でもありますが、裁判員裁判に是非参加してみたいなと思っておりました。それまで、映像や文字でしか見聞きしていなかったところ、法廷の壇上に、裁判官や他の裁判員と一緒に座る経験は今後まずないだろうと、そんな興味本位もあって、参加しました。

事案自体は、被告人が罪を認めているものでしたので、証拠に関しても、そんなに込み入ったものではありませんでしたが、裁判長が我々全員が協議した結果を判決として宣告したあと、しばらくしてからですかね、疲労とも違うのですが、何かどっと疲れが出たことを覚えています。それまで緊張していたんでしょう。罪を憎んで人を憎まずと言いますが、その人が犯した罪と、その人の人格や人生が、どこで結び付いてしまったのか、何もなければ、ただの普通の人だったろうなど、そのようなことを考えたりもしました。

判決自体は決まったものですけれども、何が正しいのか、被告人が刑務所に入つてからどうするのか、我々は何をどうしてあげるべきなのか、そういうことを考えさせられる機会になりました。とても大事な経験でした。ありがとうございました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

では、4番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（4番）

全体の感想としては、皆さんと同じようにびっくりしたというのがあります

けれども、論理的に、ということと、誰もが確認できる事実のみに基づいて、全ての話し合いを行なっていくというルールや、その方法、手順といったものをしつかり学べたのが、まずはありがたかったです。

最初の疑問として、どうやってこの裁判が行われていくのだろうか、私たちは何を物差しに話をしていくのだろうか、物差しって何だろうか、そんなことを感じていました。そこにいる裁判員は職種も年齢も生き立ちも何もかも違います。今まで自分が経験してきた会議や話合いは、職場での会議や母親同士の話合いといった、大体同じような人間が集まつた場面でのものでしたので、余りにも違う立場の人間が集まって、そこに自分も入って話し合うというのが、中学校ぐらいを最後になかったように思っておりまして、どんな物差しを使うんだろうと、そのような疑問を感じていました。

実際に参加してみたら、誰しも個人として違う物差しをもっているわけですけれども、当然、憲法、法律というものがあって、憲法や法律に基づきながら、常識的に物事をどう捉えるかという、何かその、個から離れて大きな視点で考えましょうといったような説明が裁判官からありましたし、過去の裁判例や法律を物差しにするのだなど、裁判の手続の中で知ることができました。

それから、歴史を歩んでくる中で、先人が積み重ねてきた何かしら決まりというものがあるかと思うのですけれども、ちょっと時代が変わって、社会の状況や個人のバックボーン、文化や心情、そういったものが時代に応じて変化していくこともあるでしょうから、積み重ねられてきたものと変わりゆくもの、その兼ね合いが難しい事案というのも出てくるのかなと、思ったりもしました。自分を離れて様々なことを考えてみるいい機会になったかなといったところです。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

では、5番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（5番）

正直、裁判員候補者に選ばれた段階では、興味本位なところがすごく大きかったです。ただ、実際に選ばれてみると、「自分が裁いていいのかな。」というところが、ぐっと重たく心に感じられたことが、すごく印象に残っています。当然なのですが、やるからには、しっかりやりきろうと思って裁判に臨みましたし、それなりに自分の考えなり意見なりを述べました。個人的には、客観的な立場から見ることで、やはり犯罪というものは、人間の心情、心理が動かない限りなかなか発生しないんだなということを感じられたのが、自分にとって大変ありがたかったと思っています。また、常日頃、自分が、家族も含めて犯罪に巻き込まれていない環境にあることが、どれだけ幸せなことかというのも十分感じることができました。

それから、日頃の生活であれば、自分が発した言葉に対して返ってくる言葉が何となくわかっていることもあるんですけど、年代、性別の違ういろいろな方が集まっている中で、犯罪についていろいろと話し合いながら、自分が発した言葉なりに対して、相手がどのように受け取り、考えるのか、本当に人それぞれ、様々だなということも実感でき、本当に考えさせられました。私はまだ30歳代ですけれども、早い段階でこのような経験ができたことは、とてもありがたいことだと思っています。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございました。

それでは、これからは少しテーマを絞りながら、進めて参ります。

まず、法廷での手続に入る前の段階で選任手続、皆様に裁判所に足を運んでいただいて、くじで番号が出てきた手続のことを振り返ってみて、どのような感想、印象をお持ちでしょうか。改善点などを教えていただければと思っております。

4番の方、いかがでござりますでしょうか。

裁判員経験者（4番）

他の方法を経験したことがないので比べようがないんですけども、結構な人数が集まつていらっしゃいました。断わられる方がおられることを考えれば、あれぐらいは集まらないといけないのかなと思う一方で、仕事を抜けたりして、都合をつけて出てこなければなりませんので、決まりましたとの通知だけで出席が省けるのであれば、やはり助かるかなとも思います。ただ、全員の様子を見られるということに重要なところがあるのであれば、やはり省けないのかなとも思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

3番の方、いかがでしょう。

裁判員経験者（3番）

私も経験はありませんでしたが、なるべく公平に選任するとなれば、やはり大勢の方がいる前で、公平な手段で、密室じゃない手続で選ぶということになるので、やはりあれはあれでいいんじゃないかと思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

では、1番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（1番）

やはり、参加してみて、かなりの人数の方が集まつておられましたので、こんなに来られたんだとは思いましたけれども、その中から選ばれるということで、それまでのどきどきから、やらなきやいけないと気持ちを定めるというか、そういういた場、手続としては、ああいう形はすごくいいんじゃないかと思います。

司会者（井野裁判官）

裁判所もいろいろな工夫をしながら、余りたくさんの方に来ていただいても

負担の総量が増えてしましますし、さりとて、少なくなり過ぎて裁判が実施できなくなつても大変だということで、候補者の方々の御事情にも配慮しながら選任手続を進めておるところですけれども、特に気になるところはなかつたといった印象でございますでしょうか。

5番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（5番）

選任手続に参加する過程で、会社なり家族なりにいろいろと説明するわけですが、自分でも、どういうことになるのか、今から行ってみないとわからないよといった状況でしたので、すごく説明に困ったし、理解してもらうのに困るというところがありました。この選任の方法自体は平等なものになつていると思いますが、それをもっと広く、みんなにわかってもらえるように、メディアの方も含めて、裁判員の選ばれ方についていろいろな方法で広く世間に知らせてもらうことで、もっと理解が深まって、「じゃ、行ってくるね。」となつたときに、選ばれるかもしれないし、選ばれないかもしれないということがわかつてもらえるようになると思いますし、そうなつたら大変ありがたいなと思いました。

司会者（井野裁判官）

選任手続を含めた、裁判員裁判のシステム全般について、もっともっと周知が必要じゃないかと、こういう御意見と承りました。

それでは、続きまして、法廷で行われた手続について、話を進めさせていただきます。

まずは、冒頭陳述についてですが、検察官が起訴状を読み上げた後に、裁判長から被告人に、黙秘権の説明をした上で、事実に間違いがないかどうかを尋ね、そのとおり間違いない、あるいは自分は関係ない、そういうやりとりがあつた後に、検察官と弁護人が、それぞれの主張を明らかにする、冒頭陳述という手續がございます。この点について、皆様の御感想等をお聞きしていきた

いと思います。

冒頭陳述がどういうものか、証拠を調べることそのものとは違って主張に過ぎないということは、御理解いただけていましたでしょうか。

2番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（2番）

冒頭陳述で、検察官の考える事件の内容をある程度知ることができましたし、その内容に関して裁判が行われるんだなど、自分に言い聞かせるような感じを受けました。私も、この歳で時間がありますから、テレビドラマをよく見るんですけど、裁判が行われるシーンは多々あります。大体の感じは自分なりにつかめていましたが、自分が裁判員として裁判に関わるというのは、もちろん想定していなかったものですから、とにかくこの機会をしっかりと捉えて、裁判そのものをよく見てみよう、これから始まる裁判の内容を見極めようと、そういった気持ちで、冒頭陳述を受けとめていました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

1番の方に御担当いただいた事案は、検察官と弁護人との間で言い分が対立していたわけですが、対立する主張の中身を冒頭陳述で把握できましたか。

裁判員経験者（1番）

何分、初めての経験ですから、検察側と弁護側からそれぞれ資料を渡していましたけれども、読み上げられるときに、その資料の文字を追っていくのが精いっぱいで、違いを把握するまでの余裕はなかったですね。

司会者（井野裁判官）

追つていって、何とかついていけたという感じでしたでしょうか。

裁判員経験者（1番）

そうですね。今すぐ頭の中に全部入れなきゃいけないというのではなくて、その後の手続を通じて、主張の対立するところを読み返して確認することもで

きましたので、それぞれの主張が把握できる資料をわかりやすく示していただいだという印象が強いです。

司会者（井野裁判官）

3番の方に御担当いただいた事案は、争いが余りない事案でしたが、冒頭陳述を聞かれたときに、どんな印象を持たれましたか。

裁判員経験者（3番）

そんなにもめるような事案ではありませんでしたので、スムーズに流れた感じはありますが、真剣に聞きました。

司会者（井野裁判官）

その後に行われた証拠調べと区別はつきましたか。

裁判員経験者（3番）

つきました。

司会者（井野裁判官）

4番の方と5番の方には同じ事案を御担当いただきましたが、流れがわかりづらい事案だったかと思うのですけれども、いかがでしたでしょうか。

まず、4番の方、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（4番）

冒頭陳述の役割については、おそらく当時はわかっていないかったと思います。裁判所に出かけていって、本当に目で追って見ていただけでしたので、今、振り返ってみても、余りよくわからないままだったように思います。

司会者（井野裁判官）

とりあえず配布された資料に目をやっていたという御実感でしょうか。

5番の方、いかがですか。

裁判員経験者（5番）

率直なところ、冒頭陳述の内容をきちんと理解できていたかといえば、理解できていなかつたと思います。聞きながら、後から双方の言いたいことにつ

いていったというような感じでした。最後まで聞いて大まかな理解はできたのですが、やはり双方の主張の詳細な中身、その踏み込んだ区別までは理解できなかつたですね。こういう事件があって、こういうことになつたんですよと、このあたりの把握しかできなかつたというのが、正直なところですね。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

検察官、弁護人におかれでは、当事者として、冒頭陳述に相当力を入れて工夫しておられるわけですが、検察官から、御質問等ございますか。

法曹三者（清水検察官）

そうですね。冒頭陳述は一番最初に裁判員の皆さんに事件の概要をお示しする場面ですので、何とかわかりやすくしたいと思って、冒頭陳述メモを簡にして要を得たものにしようと努めています。振り返ってみて、この点がわかりやすかつた、わかりにくかつた、こうしたらよかつた、みたいな御感想、アドバイスがあれば、ぜひお伺いしたいと思います。

司会者（井野裁判官）

いかがでしょうか。振り返ってみてわかりやすかつたなという御感想をお持ちの方、おられますか。

2番の方、3番の方は分かりやすかつたという御印象ですか。1番の方はいかがですか。

裁判員経験者（1番）

やはり初めて見る書類ですから、検察官も弁護士の方もそれぞれの言葉でおっしゃるわけですけれども、それを聞くというよりは、とにかく資料に目を通して一生懸命だったですね。ですから、本当に十分に内容を理解できたかというと、ちょっとそこまでの余裕はありませんでしたので、自信はないんです。ただ、配布された資料の内容は、余り長くなくて、わかりやすかつたという印象です。

司会者（井野裁判官）

弁護人の立場から、いかがですか。

法曹三者（伊藤弁護士）

冒頭陳述は、弁護人にとっても最初の主張になるわけですけれども、配布する資料の内容を充実させると、かえって紙の方に裁判員の方々の目線がいってしまい、話を余り聞いてもらえなくなってしまう。かといって、配布資料をそれほど準備しなかったら、検察側が配布する資料との対比で見劣りしてしまって、冒頭陳述の記憶もその後の証拠調べの記憶も減っていってしまうかもしれない。そのようなことをいろいろと考えつつ、なるべく冒頭陳述の内容を配布資料で残して、後で参照できるようにと準備を進めております。

ただ、本当は、冒頭陳述の際には紙を見てほしくはなくて、弁護人の主張をしっかりと聞いてほしいと思っています。とはいえ、裁判員の方からすると、やはり配布資料の中身が充実していた方が、後々いいのでしょうか。冒頭陳述が終わってからのこととも考えると、どうなのでしょうか。

司会者（井野裁判官）

いかがでしょうか。

裁判員経験者（2番）

私は、メモをとるのが苦手ですので、とにかく、その主張の中身を見極めることに重点を置いて、しっかりと頭の中に入れる、頭の中で聞く、という姿勢で臨みました。どちらの言い分もよくわかりました。

司会者（井野裁判官）

必ずしも配布資料がなくても、という御感想でしょうか。分量にもよるんでしょうか。話が長くなればなるほど、やっぱり紙に書かれた文字が必要になってくるし、そこまでいかない簡潔なものであれば、それほどこだわらないと、そういったところもございますでしょうか。

4番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（4番）

事案の内容、位置関係などがすごく難しかったんですよね。配布資料なしでは、とてもじゃないですけど、理解は無理だったと思います。

それから、検察側と弁護側の双方の資料が、同じように時系列でまとめてあるんですけども、書式が違いますし、視点も異なります。形式や視点が異なるものを比較して見るために、自分で補足のメモを書く必要も出てきて、いろいろ書き込んだりして、双方の主張を同じ土俵で考えるのに苦労しました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

それでは、ちょっと進めまして、証人尋問や被告人質問について伺いたいと思います。

まず、証人尋問についてですが、行われた事案と行われていない事案がございますけれども、まず、証人尋問に接した方におかれでは、例えば尋問の意図、何でこの人はこんなことを聞いてるのか、そのあたりがわかりづらいといったようなことがございましたでしょうか。

1番の方が、一番対立の激しい事案で証人尋問を聞かれたと思うんですけれども、いかがでしょうか。

裁判員経験者（1番）

やはりそういうときに、すごく参考になったのは、検察側、弁護側双方から出していただいた冒頭陳述の際の資料ですね。それを読み返しながら、こういうことを質問したいんだっていうことがわかりましたので、そのような資料をあらかじめ示していただき、すごく助かったという印象がありますね。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

2番の方、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（2番）

証人が泣きながら被害を訴える、その姿に大変心を打たれました。つらい思いをされたというのが実感としてよくわかりましたし、検察官の質問に対しても素直に答えられていましたので、私としては非常にわかりやすく感じました。ただ、はっきりした裏付けがあるわけではありませんでしたので、証人の供述の全てがそのまま証拠になるのかなど、わかりづらく感じるところはありました。

司会者（井野裁判官）

証人がしゃべっていることを、その中身を直ちに真実と扱っていいもののかどうなのかという、このあたりの不安がつきまとったということでしょうか。

裁判員経験者（2番）

そうですね。泣きながら話をされているわけですから、恐らく本当のことなのだろうという気はいたしましたけれど、一方で被告人は証人の話とは違うことを言っていました。被告人の語る内容も、状況としてはあり得るんじゃないかな、双方とも、必ずしも嘘は言っておらず、偶発的な状況で、双方の捉え方の違いなのではないか、そんなふうに思ったりもしております。

司会者（井野裁判官）

4番の方、5番の方に担当していただいた事案でも証人尋問が行われております。証人の証言を聞きながら、頭の中で事案をどの程度再現できましたでしょうか。5番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（5番）

全部できたかと問われたら、できなかつたというのが正直なところではあります。質問する弁護人なり検察官なりの、どうしても性格上なのかもしれませんのが、何を意図してこの質問してるのであるのかなど、そういったところはどうしても、勘ぐってしまうというか、少しくせがあるなという印象で聞いた覚えはありました。

司会者（井野裁判官）

どんなくせでしたでしょうか。

裁判員経験者（5番）

求める答えが決まっていて、それを言ってもらいたいんだけど、みたいな質問に聞こえてしまうというのが、どうしてもあったんです。答える方よりも、質問する方が少し気になった印象があります。

司会者（井野裁判官）

同じときに同じ証人尋問を聞かれた4番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（4番）

余り違和感はなく、それほど強要しているふうには聞こえませんでしたが、確かに数回、ちょっと誘導的というか、答えを引っ張ろうとしている感じを受けました。そういうのって駆け引きなのかな、とも思いながら聞いておりました。わかりやすさという点では、わかりやすかったと思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

3番の方に御担当いただいた事件では、証人尋問はなかったですね。

裁判員経験者（3番）

はい、ありませんでした。

司会者（井野裁判官）

被害者のお話は、検察官が書面を読み上げる形で行われたわけですけれども、できれば証人の話を聞いてみたかったなとか、そういう御感想はございましたでしょうか。

裁判員経験者（3番）

被害者の方が情状酌量を求められているとか、そういう事情があればまた別だったのかもしれません、争いのない、もう一直線の事案でしたので、特に直接聞いてみたいとは考えませんでした。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

少しテーマを変えて、証人尋問や被告人質問の際に、検察官や弁護人が、図面を示したりする場面はございましたでしょうか。そのような方法を見て、何をやっているんだろうという御感想なのか、組み合わさっていくとわかりやすくなるなという御感想なのか、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（5番）

やっと証人尋問まで手続が進んできて、プロジェクターなり絵なりも見ながら話を聞けて、加害者と被害者双方の位置関係ですとか、双方の動きのつながり、そういうものが非常にわかりやすくなりましたので、事件の全貌がきちんと見えたかなという印象を受け、大変よかったです。それから先のこと考へて、事件に向き合っていこうと、そんな気持ちになれました。

司会者（井野裁判官）

証人尋問の中で、証人の一問一答の答えと図面等が組み合わさって、やっと事案の全貌というか、筋道が浮かび上がってきた感じでしょうか。

裁判員経験者（5番）

そうですね。そこから、証人や被告人の話を全部踏まえての、自分なりの考えをまとめ上げていかないといけないんだなと実感できました。

証人や被告人の表情や話し方で、言葉や文字だけでは伝わってこない部分が見えたりもしましたので、そのような表情や話し方も、判断する上で一つの材料にはなっているように思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

それでは、証人尋問や被告人質問、これらをいかにわかりやすいものにするかというのも、検察官、弁護人において、相当工夫されているところだと思います。

まず、検察官の方から御質問等いかがでしょうか。

法曹三者（清水検察官）

そうですね。やはり一番難しいところで、裁判員の皆様にわかってもらうのも、なかなか大変な面があるんですけれども、どうしてこういう質問をするのか、その意図がわからなかつたことは、ございましたでしょうか。それはどういうシチュエーションであったのかというところをお伺いできればと思います。

司会者（井野裁判官）

いかがでしょうか。何でこんな質問をしてるんだろうと感じられた御経験はございませんでしょうか。

特に、今ここで思い出せるようなものは、余りないといった感じでしょうか。検察官も弁護人も、ハイレベルな尋問をされていたのかもしれませんね。

法曹三者（清水検察官）

先ほど5番の方から、ある意図をもった質問のように聞こえたというのがあったんですけども、もう少し詳しく教えていただけますか。

裁判員経験者（5番）

記憶が曖昧なところもありますが、例えば、関係者の収入だったり、そういったところを尋ねる質問があったんですね。判断する材料として必要なのかどうなのかなと、「もやつ。」と感じたことをすごく覚えています。集中の妨げに感じるところがありました。

法曹三者（清水検察官）

ありがとうございました。

司会者（井野裁判官）

弁護人のお立場から、いかがでしょうか。

法曹三者（伊藤弁護士）

争いのある事案だと、弁護側からすれば、検察側の証人の話を、信用できないんだと、叩く必要があります。そこで、証人に対し、たくさんしゃべらせておいて、ある一点からはしゃべらせないとか、いろいろなテクニックを使っ

たりするのですが、そのような弁護側の意図っていうものは、伝わるものなのでしょうか。かえってわかりづらくなったりもするのでしょうか。

司会者（井野裁判官）

1番の方、どうぞ。

裁判員経験者（1番）

テクニックと言われても、正直なところ、わからないです。聞かれることに對して、証人が答える、その内容を一応メモしておいて、あとで見直してみて、本当なんだろうか、どうなんだろうかと、自分なりに頭の中で整理はしていたつもりですけれども。

確かに、今から振り返ってみれば、弁護側とすれば、検察側に反論するためテクニックを使った質問をしていたのかなとも思いますけれども、実際に証人尋間に臨んでいるそのときには、そんなことまでは思わないですね。証人がしゃべっていることを、とにかく頭の中に入れて、あとで本当なのかどうなか自分なりに整理することしかできなかったですね。

法曹三者（伊藤弁護士）

弁護側としては、あらかじめ、証人の供述の矛盾点を明らかにしたものを見拠として出しておきたいと思うことがあります。例えば、証人の供述が捜査段階でぶれているということを、証人尋間に先立って調べておいた方が、あの証人尋問が分かりやすくなるとか、そのような御感想はありませんか。

司会者（井野裁判官）

いかがですか。では、1番の方、どうぞ。

裁判員経験者（1番）

自分が弁護士として証人に質問する立場であれば、いろいろと考えるんだろうと思いますけれども、やはり生まれて初めて裁判に臨む、場数を踏んでいるわけでもない裁判員の立場としては、裏の裏まではとても考えられないですね。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

それでは、話を進めまして、冒頭陳述が証拠調べに先立って、これから証明しようとするなどを、双方が頑張って主張するという場面だったんですけども、これに対し、証拠調べを終えて、証拠をどう見るべきかと、どういう裁判の結果が得られるべきかということを、双方が頑張って主張する、論告弁論という場面があったかと思います。

検察官の最後の主張、弁護人の最後の主張につきまして、その内容はよく理解できましたでしょうか。

4番の方、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（4番）

そうですね。とにかく整理しながらじゃないと、なかなかちょっとついていけないところがありましたが、最後の主張のときには、もうある程度全体がわかつてきておりましたので、特に理解しにくいとは感じませんでした。

司会者（井野裁判官）

検察官は、おおむね見開き1ページあるいは2ページで、ビジュアル的に一覧できるような形で論告メモを作成し、配布されてますけれども、いかがでしょう。わかりやすかったなという印象でしょうか。

1番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（1番）

論告や弁論の際も、やっぱり配布された資料を、言葉も一緒に聞きながら、こういうことか、そういうことかと、頭を整理していた印象があります。特にわかりにくかったということはなかったですね。それまでに何日か、その都度頭を整理しながら、手順を経てきており、改めて、自分なりに頭の中を整理しながら聞けましたので、わかりにくいということはなかったです。

司会者（井野裁判官）

弁護人の最後の主張は、見開きになっていないことも多く、ずっと文字を目

で追いながら、耳でも聞くということが多かったかとも思うんですけども、わかりやすかったでしょうか。

2番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（2番）

争点がそれほどない事案でしたので、弁護人と検察官のそれぞれの主張はあらかじめ自分なりに理解できていたような気がします。論告や弁論の際には、むしろ、ほとんど罪を認めている被告人の態度や、今後の生き方、そういったことに重きをおいて観察しておりました。若干、検察官の主張の方が強い、弁護人の主張の方がちょっと弱いという感じだけは受けましたけれども。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

3番の方に御参加いただいた事案は、格別争いがなく、証拠調べも書面の読み上げと被告人質問を中心として行われた事案でしたけれども、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（3番）

参考意見として聞いたみたいな印象ですね。双方ともふさわしい刑は何年だという話をされてまして、あの評議のための資料的な要素がありました。個人的には、どうしても検察側の方に気持ちがいってしまうところがありましたので、弁護側の主張もしっかり聞いて、自分の中でバランスをとるようには心がけておりました。

司会者（井野裁判官）

4番の方、5番の方に御参加いただいた事案では、量刑の分布を示したグラフが示されていますけれども、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（5番）

最後のところで量刑の散布図みたいなものがあったのは記憶しておりますし、双方の主張にずいぶんと差があることもわかりましたので、これは本当に裁判

なんだなということも実感しました。「弁護側がおっしゃるふうに考えれば、そのぐらいだね。検察側がおっしゃっていることが正しいなら、このぐらいだね。」という判断をする際の一つの資料にはなりました。

司会者（井野裁判官）

4番の方もうなずいておられましたけども、同じような御感想でしょうか。

裁判員経験者（4番）

そうですね。どのくらいの年数を出してくるのかという思いで臨み、その理由付けを中心聞くようにしておりました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

では、さらに進みまして、手続の最終段階で、どのような判決にするのかと、裁判員と裁判官が話し合う場面がございました。これについての御意見、御感想等について、御自身の意見を十分お話できたかといった点も含めて、伺っていきたいと思います。

では、3番の方、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（3番）

自分の意見は言えたと思います。個人的な思いで言えば、その立ち位置によって、結構それぞれの意見に差があるものだと感じました。

司会者（井野裁判官）

それがいろいろな意見をもってるんだなということを実感できた、そんな御感想でしょうか。

5番の方、いかがですか。

裁判員経験者（5番）

既に述べさせてもらいましたけれども、すごく衝撃的、ショックだったのが、これだけ意見に差があるのかなと。やはり裁判員裁判制度の意味が、ここにあるんだなと感じました。

自分の中では、自分は自分の意見をもって、他の意見にもきちんと耳を傾けながら、変にぶれることなく、自分の主張をしていこうと心がけたつもりです。すごくいい場であったなと思っています。

司会者（井野裁判官）

評議の場では、どうしても、いろいろな見解を一つの結論にまとめていく必要があるのですが、そのプロセスで、何かストレスを感じられたり、思うことがあったりされたでしょうか。

1番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（1番）

いずれは判決に向けて自分の考えを述べなければならないというのは、審理の予定を見せていただいた時点から思っておりましたし、いざ評議の場に至つてみると、それまでに法廷で見たり聞いたりした事実に基づいて、自分なりに、判断して意見を言うことはできたと思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

評議のときに用いられた、刑の傾向がわかるグラフ、こういう事案のときは、これぐらいの刑がでますよという、棒グラフが集まっているようなものなんですが、使い勝手について、御感想等を伺いたいと思います。

3番の方、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者（3番）

この事案だと、「ああ、この辺なんだ。」と。そういう感じはしました。それぐらいですね。

司会者（井野裁判官）

2番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（2番）

非常に、参考になりました。

司会者（井野裁判官）

5番の方、どうぞ。

裁判員経験者（5番）

今までの裁判例のデータベースが示されないこともあるのでしょうか。私たちは初めての経験ですから、あれがないと判断ができないと思うんですね。

司会者（井野裁判官）

100パーセント絶対にどこでも示しますよ、と保証はできませんけれども、今風の言葉で言うと、ほぼほぼ示していると思いますね。そうでないと、全く雲をつかむ話というか、例えば5年から20年の範囲内で決めてくださいと、ぽんと言われてもどうしようもないところがございますので。いろいろな価値観に基づいた、それぞれの御意見を一つの結論に向けて収れんさせていく中で、どうしても量刑の傾向というのは、法の下の平等を維持する上でも重要ですので、何らかの形で用いていることがほとんどだろうと思っております。

それでは、話題を変えまして、審理期間について伺いたいのですが、比較的余裕をもって取り組めましたでしょうか。もう少し、審理や評議の時間があつたほうがよかったなという思いもおありでしょうか。いかがでしょうか。

3日間を要した事案に参加された方々、ちょうどよかったかなという感じでしょうか。皆さん、うなずいておられますね。では、5日間を要した事案に御参加いただいた1番の方、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（1番）

5日間とはいっても、ずっと続けてではなくて、土、日を挟んでいただいて、それまで、いっぱいになっていた頭を、少しほぐして、ちょっと整理する時間的な余裕がありましたので、大変よかったです。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

それでは、守秘義務について伺いますけれども、評議の秘密や裁判員の職務

上知り得た事柄については、守秘義務がございますと御説明して、御協力をお願いしておりますけれども、わかりづらかった、負担だ、仕方がない、そういった御意見、御感想はございますでしょうか。

3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（3番）

これに関しては、あってしかるべきだと思います。別に私は負担には感じませんでした。別にしゃべろうとも思っておりませんでしたし、自分の中で、記憶をうまく消していくかないと重たくなるだろうな、というのもありました。ですので、判決が終わって裁判所を出たときには、もうなるべく、クールにしようと思っておりました。

司会者（井野裁判官）

4番の方、いかがでしたか。

裁判員経験者（4番）

例えば被害者が小さいお子さんであったり、女性であったりした事件のときに、自分の中だけで抱え続けられるかという不安は感じます。テレビドラマや映画、本の世界であっても、深刻なものですとやはり精神的にいろいろと辛くなることもあります。どんな事件であっても、覚悟をもって受けないといけないのかもしれませんが、自分が苦しいと思うものについては、やはり無理をしない方がいいのかなという気がしております。無理だと思えば参加しなくてもいいんですよ、という周知も必要ではないでしょうか。

私も、裁判所の建物を出たらなるべく考えないようにという姿勢はすごく大事じゃないかなと思っています。実際にはありませんでしたが、もし、宿題みたいな感じで、次回までにこういうことを考えてきてくださいねと、そんなことを言われて自宅に帰るようなことがあれば、抱えきれなくなったときに、つい守秘義務に反して突発的に夜中にネットに書き込んでしまうとか、何かそういうことにつながるリスクも生じますので、運営する裁判所の配慮も必要だろ

うと思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

それでは、こういうところを改善した方がいいんじゃないかな、あるいは、これから裁判員、補充裁判員になられる方、たくさんおられますので、そういう方々に向けてのメッセージ、検察官や弁護士、裁判官に対するメッセージ、何でも構いませんので、お一人ずついただければ、ありがたいと存じます。

始まりのときは1番の方からでしたので、ここは5番の方からということで、お願いできますでしょうか。

裁判員経験者（5番）

運用の改善に関しては、ちょっと今、思い当たることはあります。

これから裁判員になられる方へのメッセージということでは、自分がやった経験、そのときの感情に基づくものでしかございませんが、やってよかったですなと思います。初めはもちろん恐怖だったり、いろいろな、嫌な感情もありましたけれども、本当にいろいろなことを考えさせられる経験にもなりますし、社会で生きていく、日本で生きていく、この法律の中で生きていくという中で、いろいろな人が、いろいろなことを考えているんだなという、当たり前といえば当たり前のことを、日頃の会社なり家庭なり、日常の生活から離れた環境で考え直すというのは、非常にいい経験だと思います。

自分からなりたくないなれるものではありませんけれども、選ばれたときには、気持ちを入れてやっていただけたら、きっと御自身のためになるかなと思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

では、4番の方、お願いします。

裁判員経験者（4番）

本当にこんな貴重な経験を、この歳でさせていただき、ありがたいと思っております。

運用面につきましては、やっぱり仕方がないのかという面もありますが、職場や周囲の理解を得やすい環境をいかに作っていくかだと思います。幸い、私の場合は職場の理解を得られて気持ちよく参加できましたけれども、裁判に参加するだけでも結構重たい上に、そのために数日間、丸々職場を空けるということもかなり大変なことです。職場の協力が得られずに嫌な思いをすると、いよいよ辛く苦しい経験にしかなりませんので、そこで気持ちよくお休みをもらえる環境作り、送り出す側の、あたたかい見守り、サポートが得られる環境作りに尽きるように思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

3番の方、いかがでしょうか

裁判員経験者（3番）

とても貴重な経験になりますので、もし時間や状況が許すならば、ぜひ参加してもらえばと思います。

社会の環境もあるので一概には言えませんが、有休を取らずとも参加できる仕組みになっていけば、もっと参加しやすくなると思います。

いろいろな事案があると思いますけれども、選任手続で裁判所に来たときに、事案のあらましを見て、自分には重たいと思うのであれば、辞退を申し出るのもいいと思います。

しんどいこともあるかと思いますが、いい経験もできますので、最初からペケというのではなくて、「まずは裁判所に行ってみて。」と、そんなメッセージを送りたいなと思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

では、2番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（2番）

私も、非常にいい体験をさせていただいたと思っております。高齢者だから辞退するということではなくて、もっともっと、積極的に参加していただきたいなと思っております。

いろいろな地域ごとに考え方や風土は違いますので、本当に裁判員が裁判に参加するという意義を、もっともっと大切にして、皆さんに理解してもらえるような形で、もっともっと広めていただきたい、そんなふうに思っております。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

では、1番の方、お願ひいたします。

裁判員経験者（1番）

周りに裁判員の経験をされた方がおられなかつたんですけども、自分で初めて経験してみて、最初にも言いましたけれど、ちょっと縁遠かった裁判というものが身近に感じられるようになる、そんないい経験ができるっていうことを実感しております。

やはり皆さんにおっしゃるように、裁判員として参加するためには、職場の理解、周りの理解が必要だと思います。裁判員裁判というのはどういうものなんだという、参加してみるといいものなんだよという、そのあたりのことが周知されていないようにも感じますので、裁判員裁判を経験した方が周囲に勧めていくだけではなく、もっともっと裁判所なりが、裁判員裁判のことを多くの人に知ってもらえる機会を設けたりしたら、いいんじゃないかなと思っております。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

それでは、いろいろと皆様の貴重な御意見を承ってきましたけれども、意見

交換会については、ここで終了とさせていただきます。

この後、報道関係者との質疑応答の時間がございます。ありがとうございます。

司会者（総務課長）

それでは、最初に幹事社の方から代表質問をお願いいたします。

記者クラブ（A社 a 記者）

お疲れさまです。幹事社でありますA社から、報道陣を代表して2点ほど皆様に質問をさせていただきます。

第1点目なんんですけど、昨年、福岡地裁の小倉支部で暴力団員による裁判員に対する声かけ事案というものが発生したと思うんですけど、そのことについて、実際に裁判員を経験されて、不安に思ったり、やりづらいと感じたことはございましたでしょうか。よろしくお願いいいたします。

裁判員経験者（1番）

そういう経験をされた裁判員の方がおられず、いろいろな報道がない時期に参加したからかもしれません、別に怖い思いをしたとか、そういうことはなかったですし、裁判所の方も、その日の手続が終わって帰る際に、被告人はもちろんすけれども、記者の方たちとも顔を合わせないような配慮をなさってくださっていたみたいで、それもあって、別に嫌な思いというか、怖い思いももちろんすけど、ありませんでした。

裁判員経験者（2番）

事件そのものが、被告人がほとんど認めている裁判でしたので、そういう不安を感じることは全くありませんでした。

裁判員経験者（3番）

裁判所に結構配慮していただきましたので、不安はなかったです。

ただ、もし小倉と同じようなことが起きる可能性があるとすれば、絶対にあってはならないことだと思います。

裁判員経験者（4番）

特に不安に感じたことはありませんでした。

裁判員経験者（5番）

私の場合も、特に不安はありませんでした。

ただ、暴力団関係者が関与する事件に参加するとなれば、もちろんそういうところも気になりますし、例えば世間の注目度が高い事件に参加することになった場合、マスコミの方に来られたりすると、どうなのかなという不安は若干あります。裁判所周辺では管理されるのかもしれません、最近の週刊誌の報道などを見ていますと、徹底的なことをやられる方もいらっしゃいますので、そういう事件に関わる裁判員からは、不満、不安も出てくるのではないかと、そんな感想です。

記者クラブ（A社 a 記者）

ありがとうございます。

もう1点お伺いさせていただきます。

本日の意見交換会についてですが、先ほど、基本的な議論は終わったと思うんですけども、御感想をお一人ずついただけますでしょうか。

裁判員経験者（5番）

いろいろな年代の方の、いろいろな考え方があつての意見交換会だと思いまので、ふたを開けてみたら、ちょっと少人数だったのが残念だなというのはありますが、本当に、皆さんいろいろな考えを聞けて、非常にまたいい経験をさせてもらいましたので、よかったです。

裁判員経験者（4番）

正直、積極的に参加したわけではなかったんですけども、来てみて、もう一度自分を振り返ることができましたし、何より皆さんからいろいろな意見が出ましたので、今日の内容を積極的に広めていただき、実際に封書が届いたり抽せんで当たったりして不安な方に、今回の内容を裁判所のホームページでも

何でもいいので見ていただいたら、多少でも心づもりができて、不安が軽減できると思います。自分が参加したことで、そういった役割も果たせたらいいなと思います。

裁判員経験者（3番）

とってもいい意見が出ましたし、今日の話を参考にして、裁判員裁判がよりよくなるような環境を作っていただければと思いました。

裁判員経験者（2番）

私の場合は、この中でも一番の高齢で、眞途のいい土産ができたなという感想なんですけれど、やはりいろいろな経験をされている方が集まって、いろいろな経験を積むということは、非常にいいことだと、自分では思っておりますので、今日のこの経験を、皆さんに広めていけたらいいなと思っています。非常にいい意見交換会だったと思っております。

裁判員経験者（1番）

私もやはり、時間において、私とは別の機会に裁判員を経験された方のいろいろな意見を聞くことができ、実際に参加してみて、いい経験だったとすごく思います。

このような機会を通じて、裁判所の方でも、経験者の意見を参考に、少しでも多くの人が参加できる裁判員裁判制度を作っていただければと思いますし、報道関係の方も、今回のような意見交換会の内容をもっともっと多くの人に知つてもらえるようにしていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思っております。

司会者（総務課長）

代表質問の質疑応答は以上です。個別にござりますか。

記者クラブ（B社 b 記者）

皆さんにお尋ねしたいのですが、裁判員の方が直接、証人や被告人質間に質問される場面を余り見たことがなくて、それは本当に聞くことがないのか、も

しくは厳肅な雰囲気の中で、ちょっと聞きづらいっていう雰囲気があるのか、率直にお答えいただければなと思います。

裁判員経験者（1番）

法廷の中での出来事をとにかく頭の中に一生懸命入れようと、そのことで余裕がないというのもありますし、特に質問することがないというのもありますし、初めての経験でしたから、ああいう高いところに座ってみると、今おっしゃったように、厳肅な雰囲気に圧倒されるというところも、正直ございます。

裁判員経験者（2番）

私も、特別な違和感は感じなかつたんですけども、やはり高いところから、見下ろすという形で裁判に臨むなんて想像もしていなかつたものですから、最初は非常に緊張しましたし、検察官の大きな声、立派な体格にもかなり圧倒されました。とにかく事件の本質、被告人、被害者のことを見極めようと、その1点に絞って真剣に取り組んでおりました。

裁判員経験者（3番）

争いがない事案というのもあって、あえて質問はしませんでしたが、伝えたいことは山ほどありました。どうしてこんなことに、という思いがあり、判決が言い渡された後でも、被告人に会って話をしたかったぐらいですので、何というか、じくじたる思いもございます。

裁判員経験者（4番）

裁判長からは、聞きたいことがあれば、何でも積極的に聞いてくださいと促されていたんですが、まだあの時点では、とても自分が質問するほどには頭の中がまとまっていませんでしたので、なかなか質問が出なかったというのが正直なところです。

雰囲気としては、特にはそんなにちゅうちょするほどではなかったので、本当に聞きたいことがあれば、聞けたとは思うんですが、後から、評議を重ねていく上で、少しずつこういうことも聞いてみたかったなというのが出てきたよ

うに思います。

裁判員経験者（5番）

法廷独特の言葉の言い回しもありますし、なかなか大勢の方の前で、きちんとした言葉で質問できるのかなという不安があって、聞きにくい感覚はありました。

ただ、裁判長から、聞きにくいことがあれば、私の方からでも質問させてもらいますのでという話もありましたし、自分の本当に聞きたいことについては、他者を通じてでも質問できる状況だったなとは思います。質問の相手が、もし凶悪犯罪者だったり暴力団関係者だったりすると、なおさら裁判員が面と向かって質問するというのは難しいことだと思います。事案によって大分差が出てくることだと思います。

記者クラブ（A社 a 記者）

3番の方にお伺いいたします。

先ほど意見交換会の中で、裁判の中で、どうしても検察側にちょっと気持ちがいってしまうので、自分の中でバランスをとるように心がけていたという趣旨の御発言がございましたが、その理由と、バランスをとるために心がけた工夫について、教えていただけないでしょうか。

裁判員経験者（3番）

被害に遭われた方の心情を考えた場合に、これでいいのかといった疑問を感じたりすることもあったのですが、先ほど出てきましたグラフなどを見て、いろいろな方の御意見を聞きながら、冷静に、どこがセンターで自分の立ち位置はどこなんだと、考えることができました。もしあのグラフがなければ、ただ感情に走ったような、要するに被害者側に偏ったような量刑をしたかもしれません。個人プレーではなく、いろいろな方と話をし、いろいろなことを見て判断をするということが、大事だと思いました。

記者クラブ（A社 a 記者）

事件の被害者に同情してしまうので、検察側の方に気持ちがいきがちだが、先例の資料や、裁判官や裁判員の方々のいろいろな意見を伺うことで、バランスをとったということでしょうか。

裁判員経験者（3番）

そうですね。そのとおりです。

司会者（総務課長）

ちょうど時間となりましたので、質疑応答を終了します。

司会者（井野裁判官）

最後に御挨拶申し上げます。

本日は雨の中、裁判員経験者の皆様には、お越しいただいた上に、非常に貴重な、真摯な御意見をたくさん賜りました。おかげさまで、皆様の御意見を踏まえて、今後もよりよい裁判員裁判の実現を目指して努力してまいりたいと、その決意を新たにすることができました。長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。